

○財務省告示第二百八十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十七年八月十日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十七年九月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第二百二十八回、第三百三十一回、第三百四十三回、第四百四十四回、第四百四十七回及び第四百五十二回）、利付国庫債券（三十年）（第九回、第十五回、第十八回、第十九回、第二十二回、第二十三回、第二十九回、第三十回、第三十一回、第三十二回、第三十三回、第三十四回、第三十七回、第三十八回、第三十九回、第四十回、第四十一回、第四十三回、第四十四回及び第四十六回）及び利付国庫債券（四十年）（第三回、第五回及び第六回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算す			





名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行金額
（利付） （第二回） （二十年） （国庫債券） （十二年） （十二）	一・二%	平成三年四月二十七日	四十億円
（利付） （第二回） （二十年） （国庫債券） （十七）	一・六%	平成十年四月二十五日	五億円
（利付） （第二回） （二十年） （国庫債券） （十四）	一・五%	平成三年四月二十五日	百七十億円
（利付） （第二回） （二十年） （国庫債券） （十三）	一・六%	平成三年四月二十五日	五十億円
（利付） （第二回） （二十年） （国庫債券） （十一）	一・七%	平成九年四月二十三日	二十五億円
（利付） （第二回） （二十年） （国庫債券） （十八）	一・九%	平成六年四月二十三日	四百二十一億円

（別表）

二十	十九	十八	利回り
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支
平成二十七年八月十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	の単利利回り（平成二十七年八月六日午前九時以前に訂正され、た場合には、訂正後の当該単利回り）とする。

（利付第三十年国库七回）	（利付第三十年国库四回）	（利付第三十年国库三回）	（利付第三十年国库二回）	（利付第三十年国库一回）	（利付第三十年国库回）	（利付第三十年国库九回）	（利付第三十年国库二回）	（利付第三十年国库回）	（利付第三十年国库八回）	（利付第三十年国库五回）	（利付第三十年国库回）	（利付第三十年国库回）
一・九%	二・二%	二・〇%	二・三%	二・二%	二・三%	二・四%	二・五%	二・五%	二・三%	二・三%	二・五%	一・四%
日年平 九成 月五 二十四	日年平 三成 月五 二十三	日年平 九成 月五 二十二	日年平 三成 月五 二十二	日年平 九成 月五 二十一	日年平 三成 月五 二十一	九平 月成 二五 二十日 年	日年平 三成 月四 二十八	日年平 九成 月四 二十七	日年平 六成 月四 二十七	日年平 三成 月四 二十七	日年平 六成 月四 二十六	十年平 日十 成二 四月 十二 四
五十二億円	百億円	十億円	二十一億円	二十億円	九十六億円	億三百七十五	百十億円	三十億円	十四億円	五十三億円	三十億円	円百四十五億

（利付第四十回国庫債券）	（利付第五十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第四十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第四十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第四十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）
一・九%	二・〇%	二・二%	一・五%	一・五%	一・七%	一・七%	一・八%	一・九%	一・八%
日年平三成 月六二十五	日年平三成 月六二十四	日年平三成 月六二十二	日年平三成 月五二十七	十年平日 十成月五二十六	日年平 六成月五二十六	十年平日 十成月五二十五	日年平 九成月五二十五	日年平 六成月五二十五	日年平 三成月五二十五
十八億円	一億円	十五億円	三百八億円	六十億円	五十億円	億五百四十八	円百六十六億	六十二億円	四億円